

【資料 7】

熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会質疑実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（以下「委員会」という。）における質疑の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(通告)

第2条 質疑をしようとする委員は、発言（質疑）通告票（別記様式）により、委員長にあらかじめ通告しなければならない。

2 発言（質疑）通告票の提出期限は、質疑をしようとする委員会の開催日の3日前（市の休日を除く。）の正午までとする。

(質疑の順序)

第3条 質疑の順序は、大会派順とする。

(質疑の時間)

第4条 質疑は、会派の持ち時間内において行うものとする。

2 会派の持ち時間は、当該会派に属する議員の人数に5分間を乗じて得た時間とする。

3 前2項に規定する会派の持ち時間には、答弁に係る時間は含まないものとする。

(発言の場所)

第5条 発言は、演壇で行うことを原則とする。

(資料配付の申出等)

第6条 委員は、自己の質疑に関する資料の配付を希望する場合は、当該質疑をしようとする委員会の開催日の前日の午後5時までに、議会事務局に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をしようとする委員は、併せて当該申出に係る資料1部を提出するものとする。ただし、カラーで複写した資料の配付を希望する場合は、当該資料の写し100部を提出するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会における質疑の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

別記様式

発言（質疑）通告票

熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会質疑実施要綱第2条第1項の規定により発言の通告をいたします。

平成 年 月 日

熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員長 様

質疑者氏名 印

質疑項目（答弁局）

※番号を付し、質疑項目を具体的に記載ください。